

Title	「阿波藩札考」(三)
Sub Title	On the paper money issued by the government of the Awa-han (阿波藩)
Author	三木, 雄介(Miki, Yusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1965
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.38, No.2 (1965. 10) ,p.73(227)- 95(249)
JaLC DOI	
Abstract	<p>The government of the Awa-han issued the paper money in 1681 for the first time. Examining the ordinances concerned issuing, the provisions mentioned below are remarkable, (1) Exclusive currency of the paper money within the territory. (2) The exchange of the paper money into the metallic currency, or the reverse, by the official rate. (3) authorization of taxpaying, except feudal landrent, by the paper money. Paper money, however, was generally issued in order to suck up metallic currencies circulating in the territory as a remedy for the financial embarrassments, or to increase the current money to correspond with the economic progress in the territory. So it is unthinkable that the convertible reserve was fully provided. Accordingly the paper money was destined to be inconvertible notes. In the finance of the Awa-han, the debt had increased cumulatively from around 1660. Daimyo's feudal obligation to the Shogunate is the cause of the financial difficulties. The Shogunate had debased the metallic currency, and then placed a ban on issuing paper money in Daimyo's territory in 1707, professing to promote the circulation of the debased coins. It caused an excessive economic confusion and financial stringency for the Awa-han as well as other Hans (feudal clans). The debt consequently increased hastily. And what is worse, the Shogunate turned over and decided on a policy of deflation by remitting coins. As it lowered the price of rice Daimyo collected and broke down his finance which depends on the sales of his rice, the Shogunate removed the ban on the paper money as a remedy for it in 1730. The issuing paper money also means to seize the fruits of increasing productive power. From around 1700, the export of indigo-balls produced in Awa had hastily increased, which the Han government intended to control it and to profit process of circulation of them. The Han succeeded to monopolize the nation-wide market in the early years of the 19 th C. after strenuous efforts and to make much profit every year. Thus the paper money of Awa-han, making it a basis of credit, circulated smoothly and played an important part in the economic stabilization and development. When the Hans were dissolved as a result of Meiji Restoration, Awa-han was one of the richest.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19651000-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「阿波藩札考」(三)

三 木 雄 介

三 阿波藩経済構造における藩札の役割

享保十九年(一七三四)、阿波藩内において銀札と正金銀との混合通用が幕許されたことについては、すでに前章に述べておいた。その主な理由は兌換準備銀の不足によつて領外交易に差支えるという点にあつた。藩札の専一的通用を保障するものは一つには領内アウタルキーであり、それが崩れた場合には充分な兌換準備銀の保有が第二の保障となる。アウタルキーの崩壊は領外交易を必然化し、そのための兌換準備銀が必要となるからである。しかし兌換準備銀の充実はもともと不換国家紙幣をその本質として出発した藩札にとつてはありえないことであつた。かくして領内アウタルキーの崩壊は混合通用を結果することになり、混合通用によつて藩札は信用通貨に転化する。事実上の混合通用は公認以前から行われていたわけで、領内アウタルキーの崩壊した場所から出発した藩札使用は、享保十五年(一七三〇)の藩札解禁以来、その専一的通用は実際は行われえなかつたと見るべきであらうと思われる。

享保十五年の、阿波藩の幕府に対する発行額の届出は、銀札八千貫目であつた。藩札の専一的通用を計画していた藩当局としては、

一応最初はこれを領内貨幣需要の最大限と見たのであらう。だが貨幣経済の滲透と商品生産の進展は予想以上のものであつた。例えばこの時期の藍玉年産額を十五万俵とし、一俵当り銀五十匁の価格とすれば、全量を移出売却すれば七千五百貫目の代銀が獲得される。これが干鯛などの商品及び正銀として領内に流入してくるわけだが、藩札の専一的通用を建前とする限り、商品は藩札と交換に売却され、正金銀は藩札に兌換されねばならぬ。八千貫目の藩札のうち、すでに七千五百貫目が藍玉に関連して必要とされるといつてよいのである。

それだからといつて、藩札発行額の不足が混合通用を招来したと即断してはならない。幕府に八千貫目と届出たとしても、それがどれだけの強制力をもつた枠であつたか疑問である。流通に支障さへないのなら、藩当局が届出発行額を無視することを阻げる理由はない。だが、藩当局は専一的通用を固執しようとはしなかつた。すなわち、領内の貨幣需要に見合うだけの藩札増発という魅力的な手段をとらなかつた。藩当局は藩札の増発が専一的通用を保障するとは考えていなかつたからである。藩札がいくら増発されても混合通用は消滅しないだらう。アウタルキーが崩れた今、領内に流入する正

金銀を完全に把握して藩札に両替させることは、封建領主の扞擧な権力組織では不可能だからである。それを可能にするのは兌換準備銀に対する信用である。そしてその信用の欠除は藩財政の現状からいつて必然的である。それ故、藩当局は幕許を得て混合通用の公認に踏切つた。以後阿波藩の藩札はその条件のもとに存続し、独自のメカニズムをもつて藩財政に寄与してゆく。私は、この混合通用公認こそ、阿波藩の藩札の眞の出発点であつたと考えるのである。

だが、反転して考えてみて、本当に專一的通用を維持し貫徹してゆく方途はなかつたものだろうか。兌換準備銀を充分に保有する方はなかつたろうか。否、その道はただひとつあつた。それは国産物専売制施行であり、その上に乗つた專一的通用であるべきである。そのみが、今は醒めてしまつたアウタルキーの夢を、今一度実現させうるかも知れない。専売商品として、藍玉という恰好の国産物があつた。それを藩札で買付け、藩営で領外へ移出して正金銀を獲得すれば、兌換準備銀などに苦しむ必要は全くない。

藩当局がこんな簡単なことを考慮しなかつたわけがない。事実、かなりためらいがちなが、藩の経済政策はそれを理想として可能な限りそれに接近しようとする。この章ではその経緯を中心に据えて、藩札の機能を見究めてゆこうと考える。

前章では元文初年までの藩札の動きを論じて来た。享保末から元文初年にかけて一匁札が銀二分強の価値しかなかつたこと、兌換が公用で領外に出る藩士にしか行われえなくなつてゐることなどが注目された。混合通用は必然的に藩札の減価を招き、藩札の減価はま

た兌換制の停止を結果する。兌換の中途半端な制限はありえない。完全兌換か完全停止かである。もつとも国外へ出る藩士への兌換は行われる。一般兌換が停止されると、領外交易を行う商人は正金銀を常時保有しなければならなくなる。当然彼らは領外で得てきた正金銀を藩札に両替しようとし、混合流通が行われる。藩札はもはや不換紙幣と化し、藩財政に対して何らの積極的寄与をなさないように見える。山田貢⁽¹⁾がいつたように、今更銀札場を廃止しては、引換えてやる元銀がないし、又、国元での藩費用の諸払が藩札で行われている現在、それに代える正金銀を捻出することが不可能である故に、銀札場は何としてでも存続させてゆかねばならない。藩札はそのような後向き理由によつてのみ維持されているように見える。

それでいてなお、正銀に対して二割強の価値を持ちうるのは何故かという、それは公用により領外へ出る藩士へ兌換保障と、藩札による各種上納銀の許可があるからである。この時期の藩札による上納がどの位あつたかを確かめることは難しいが、約四十年後の安永八年(一七七九)の予算書⁽²⁾より上納に類する金額を総計すると約二千二百貫目になる。これは安永八年度では、銀及び銀札によるものの合計額だが、享保末期にはすべて銀札納入であつたと推定される。その外、

「一銀札四百五拾貫目程

但、海部上下灘御売付米六千石程之代、石二付七十五匁積二仕候」

という例年の海部郡での年貢米の地払いがあり、これをも加えると、銀札による上納は約二千六百五十貫目程である。これだけの多額の上納銀という還流の道が開かれているということは、確かに藩札の需要として大きく生きてくることに間違いはない。兌換準備の欠除という最悪の信用状態にあつては、この二六五〇貫目の藩札需要のみが正銀に対して二割強の価値を藩札に保たしめたものであつたといつて、過言ではないであろう。まして減価されている藩札が上納には公定相場で使用しうるのだから、需要はその面からも強められてゆくと考えられる。藩当局もその不利にもかかわらず、藩札還流の道を拡大しようと努力しているようである。元文四年（一七三九）四月、普請奉行は左の如き申出をし、仕置職からの指示を得ている。⁽³⁾

「一高懸拝借銀旧借二相合、高百石ニ付老ケ年貳拾五匁宛

一格懸拝借銀無足御小姓ハ老ケ年拾貳匁五分（中略）其外末々と

も割合を以被召上候

右之通、去ル卯之暮迄銀札を以被召上候、然処、翌辰年より^(元文元年)

半所務割合就被召上、一統ニ御噤置被成候処今年より半所務

御赦免被遊候条、有来通取立可申旨、御書付ヲ以被仰渡奉畏

候、就夫、辰年已来ハ高懸・格懸其外御使者拝借とも文銀ニ

五割増加拝借被仰付候、右返上之義、当年より右割合人々割

当ニ五割増相加へ、文銀を以可被召上哉、又ハ銀札ニ五割増

加可被召上哉之事

付札

阿波藩札考(三)

右之分、有来通之割当銀札にて割増を以被召上候（中略）
右之通御普請奉行申出候ニ付、夫々付札を以申聞之

元文元年に文銀を以て、それまでの割当の五割増の拝借を仰付けられていることに、先ず注目する必要があるだろう。この年五月文銀が発行され、それ迄の享保銀の五割増で引替えられたことはすでに前章において述べたところであるが、この年の拝借銀が銀札でなく文銀で行われたことは何を物語るのだろうか。やはり前章で、元文年間に藩札が一旦引揚げられ、裏面に元文の二字を捺して通用させたという「銀札場一卷留書」の記載を、文銀発行に伴う幣価切下げ措置ではないかとしたが、その引揚げ期に藩札の代りに文銀が貸付けられたのである。またその返上においても、文銀同様藩札も五割増返上が申請されていることは、藩札が前章での推定通り、文銀の享保銀に対する切下げと同率の切下げを受けたことを裏書きするものである。そして仕置職は文銀と藩札とのどちらで返上させるかとの伺出に対して、藩札による返上を指示したのであるが、文銀で貸付けて藩札で返上させるといふこの指示が、前述の通り、藩札還流路拡大への藩当局の努力のあらわれであることはいふまでもない。

前章にも部分的に引用した長谷川近江の書上げによつて元文ノ寛延期の藩財政の様子をしてみると、元文期までのひどい窮迫ぶりが、本締山田貢の働きによつてかなり緩和され、延享初めには借銀こそ十二三万両あつたけれど、銀札場などに十万両もの貯えが生れ裕福な財政となつた。しかし、寛延三年（一七五〇）の日光御手伝

が二十四万両の巨額に達し、一挙に再び窮乏に顛落したさまが如実にうかがえる。

元文期の窮迫は、享保の米価低落と打続く災害によるものであるが、前記長谷川近江の上書や山田貢の申出(第二章引用)によれば、藩主の六年間の在府で江戸へ送った金が多額にのぼったことが、その原因の一つに数えられている。「阿淡年表秘録」によれば、宗員が享保十六年(一七三一)三月参観の途に上つてから病気がちで帰国せず、そのまま享保二十年六月に江戸で逝去し、次いで宗英も病身で元文三年(一七三八)四月まで在府していたので、満七年の在府ということになる。しかもこの間、藩主の病氣、逝去に加うるに、子女の縁組、誕生、相続、元服、大井川普請手伝、將軍家若君誕生、侍従任官、養子縁組などが頻発し、まことに長谷川近江のいうように、「六ヶ年之御滞府に年々江戸御下銀多、十人共へも度々御用金被仰付」れる仕儀となつたのである。災害の発生も頻繁で、「阿淡年表秘録」によれば、享保の初期は災害がなく、六年よりそれが目立つようになる。それより延享三年(一七四六)まで二十五年間に見るべき災害のあつた年は十四回を数え、その一ヶ年平均の損毛は殆ど十万石に達する。その外、五回にわたる江戸藩邸の焼失があり、これも極めて多額の出費となるのである。

損毛額はすべて幕府への届出額であるから、普請助役等を免れようとして過大に報告するのが常であるけれども、それとても程度の問題であり、享保年間に災害が多く、しかもその何れもがかなり大規模のものであることに注意する必要がある。減収にかかわらず正

金銀獲得のために饑餓輸出し、それがますます大坂での米価を低落させるし、災害時の損失を大きくするという悪循環が阿波にも看取できるのである。これら米価低落・災害損毛・江戸出費激増のどれ一つを取つても藩財政に致命的な打撃を与えるものであるから、これらが累積してきた享保末期から元文期にかけての財政の窮乏ぶりは想像するに難くない。

元文元年(一七三六)、遠州大井川普請手伝を命ぜられたのを契機として、そのための借銀引当として家中諸士から半知借上が行われる。しかし、「御普請仕様帳」によれば、見積りとして約四千九百両という予想外に少い数字があげられている。もつともこの普請は、正月十二日下令されて、四月八日には出来ているのだから、小規模のものであつたらしい。ところが半知召上というところ、天明の例をもつてすると、藩庫への収入は銀にして約二千貫というのだから、一両五十匁替として四万両になる。これが他の部門に流用された疑いは多分にあり、その場合もつとも可能性に富むのは、危機にあつた銀札場への融通であろう。この元年・二年・三年と連続して行われた半知召上が、巨額の資金として藩債の償還・銀札場の準備銀にあてられたであろうことは、藩財政の好転を呼び起す最大要因といわねばならないだろう。その上、前章に言及した享保十六年(一七三一)の、借銀引当として新田及び増徴分を五万三千石引除けておく方法がとられたのだから、これが何時迄続けられたか分らないが、寛保期に入った頃から財政が急速に立直り始めたのも当然のことといつてよい。寛保二年(一七四三)の法令⁵⁾では、藩士の上

納滞分を米穀貸付に振替えて、「九年四割四ヶ年符」で返納させ、しかも拝借証文に知行地を担保として書入れるよう申渡している。このような家臣誅求が山田貢の財政改革法であつたようで、長谷川近江の上書が「山田貢了簡仕、諸事嚴布御取約メ、藍場杯も出来、炭俵之小口ニ当御座候椿之木迄御払、惣門等ニ小用処出来と申程ニ極々細密之事迄行届候、是にて御作事方其余御役至へ迄手ヲ届カセ候大意相見へ申候、夫故御勝手御仕直シ罷成候、乍然実とは下々ハ不自由ニ罷成申候、貢相果候段憲徳院様御承知被遊、御勝手ニハ宜布者候へ共、公儀へハあしき者之御意御座旨伝承仕候」といつているように、藩士・領民の犠牲において財政を立て直して行こうとしたのである。寛延二年（一七四九）には、「江戸住宅之面々不勝手ニ付、高利之他借仕罷在旨相聞へ候、依之上より利安之金子御借用被成御納替可被遣候条」望みの者は金額・借主を書いて申出るようとの申渡しがなされているが、これは藩財政が余裕を取戻し、連年の誅求で痛んだ家臣を救済する方策を打出したものと理解される。

叙上の山田貢の財政改革策に加えるに、元文元年よりの文銀発行で米価は回復し、不況も底を打つて好転に向うという一般状況の變化があつたことも、財政回復の要因に数えねばならないだろう。その外には、今迄触れるのを意識して避けて来た藍玉統制政策がある。そして今こそ、享保末期から積極化してきた、山田貢の藍玉政策にメスを入れる順序である。

前章では享保九年江戸積藍代為替仕法、十五年の藩札両替仕法、十九年の行着銀仕法についてそれぞれ述べるところがあつた。第一

のものは、江戸へ積出した藍玉の代金は藩邸へ納入し、国元で代銀を交附されるというものであり、第二のものは、その江戸為替が藩札解禁によつて藩札で交附されることになつたものであり、行着銀というのは藍玉代銀の金額を掌握できなかつた藩当局が、一俵について十匁だけの正銀を藩札に交換しよう強制する仕法であつた。前二仕法は江戸積藍玉に対してのものであるが、大坂積藍玉についても同様の措置がとられたことも、前章に引用した史料より明らかであつた。享保十五年の藩札両替仕法が、十九年の行着銀仕法へ一歩後退することは、いうまでもなく藩札専一通用から混合流通へ後退することであり、藍玉専売制実現が遠のくことであつた。なぜならその売上代金を一手に掌握し、その金額を藩札に両替せしめるならば、それは実質的な専売制といつて差支えないからである。

だが藍玉の生産と移出を完全に把握することなしに代金のみ掌握することは困難であつた。まして国元で銀札の専一的通用が破れてみると、藍商達は正金銀を保有することなしに再生産が不可能になる。藩当局としては政策の転換が必要となる道理である。

もともと藩は藍から全く収奪していなかつたわけではない。直接課税としては正徳元年（一七一）に、藍が口銀徴収の対象商品として初めて法令に名を連ねる。その布達文によると、それまで藍玉一俵について銀五分であつた口銀が、八分になり、正徳四年にはそれが九分に増額される。

藍は畠地に栽培されるが、阿波藩では原則として米麦現物納なので、藍を年貢として納入することは、少くともこの時期にはまだな

かつたようである。だから藍作農民は前作の麦、後作の大豆とともに葉藍を売却し、その代銀で米麦または指紙を購入し、年貢として納入することになる。この指紙というのは一種の蔵米切手であつて、蔵米取の武士は藩の北御蔵からその指紙を受取つて売却し、農民がそれを買つて自らの年貢として上納する。

しかし年貢に関しては、概して藍は下畠に栽培されるので石盛は低く、麦大豆と三毛作が出来るので、農民にとっては極めて有利なものであり、反面藩当局としては他の面で収奪を計る必要がある。

ここにおいて、享保十八年(一七三三)、藍方御用場が創設され、藍に関する一切の事務が管掌せられることとなつた。同年六月廿七日の町奉行・郡奉行への通達は次の通りである。⁽⁸⁾

「一(前略)近年藍玉猥成売買も有之様ニ相聞、夫故御國中え之入銀も以前之様ニ無之、百姓共迄も及困窮、其上作付仕候ても年々売残葉藍多有之様ニも相聞候、依之、此度御奉行付ニ被成則為御奉行坂東幸左衛門被仰付、時之以相場葉藍御調上被成、藍司共望次第御売払被遣候条、関東其外諸国え売出候義勝手次第可仕候、勿論積出候節ハ御奉行共え致案内、御分一処手形可申請候、(中略)

一先達て藍作付反数並残藍之義相触追々以帳面申出候、尚こなし立俵子ニ相成候段其員数面付帳面相記、村切出来次第来月中御奉行共え可差出候(後略)」

この法令をもつて葉藍の専売制施行とする意見が大方のようであるが、私は、売残つた葉藍を御用場で買上げて藍師(藍玉製造者)

に払下げる、いわば滞貨融資に類するものと考える。なぜなら、「時之以相場」とある以上、藍方御用場の買上げよりほかの取引が行われているわけであつて、役所の買上げはあくまで通常の自由取引の埒外の葉藍に関するものである筈だからである。これは元文六年(一七四一)の申渡し⁽⁹⁾、「相对売買、唯今迄之通勝手次第に可仕候、尤売買之節其村役人共立会見届、送手形指出可申候」というのによつても立証される。また享保十八年の法令の第二条の葉藍作付面積と葉藍俵数の調査は何も専売のための準備ではなくして、葉藍取引税徴収のための生産把握であつたに過ぎない。そしてこの葉藍買上げが藩札によつてなされたことは、その時点からいつて疑えない。一步相と称せられる取引税は、葉藍売買の際その代銀に対して四歩の税がかかり、それを二歩づつ売人である藍作人と買人である藍師より差出すものと解される。この施行時期については、今迄、享保十八年の藍方御用場設置と同時にする説が一般であつたが、沖野舜二氏はそれを享保十二年として居られる。⁽¹⁰⁾

享保十九年(一七三四)行着銀仕法が始められたが、翌二十年の藍玉生産及び流通の把握への努力は、行着銀完全施行への裏付となるべきものであつた。その法令の引用は省略に従うが、これを要するに、生産地の村々で藍玉の員数を二度にわたつて調査し、売買の節には買人より請取手形をとつておくことといたのであつた。

これ以後元文年間には葉藍と藍玉の生産・流通の把握と、それを基礎にしての取引税・行着銀・口銀の徴収とに力が注がれ、それなりに統制機構は整備されるわけであるが、これが直接的にどれだけの

利益を藩にもたらしたかは、史料欠除によつてはつきりと示すことが出来ない。仮に元文期の藍玉生産量を宝曆十二年（一七六二）のそれ（十四万俵¹¹）と同じ程度とすると、移出量は十三万俵と推定され、その口銀は一俵当り九分として銀一七貫目であり、これはかなり減価されていた藩札で納入されたものであろう。しかも、抜荷が横行したであろうから、実際の収益は僅かである。行着銀は十三万俵分として、千三百貫目が銀札と交換され、正銀として銀札場へ入るのだから、移出額の把握量にもよるが、かなりの準備銀となつたことは疑えない。取引税については葉藍の生産額と取引額とが分らないのでその徴収額の推定が困難だが、大雑把な計算によれば銀札三百貫目程度と思われる。これもひどく減価されている銀札での額だから、収入というより藩札還流路としての意味が大きい程度だろう。とにかく、これらの事情からいつても藩札価格の建直しは藩財政当局によつて強く希求されたであらう。

何れにせよ、藩当局にとつて、これら直接の税収入のみが藍政策の目的だとすれば、それはあまりに近視眼的に過ぎるといわねばならない。藍政策をかなめとした領国経済構造の整備が、もはやこの時軌道に乗り始めていたのである。

阿波藩領の享保六年における作付面積は、阿波において田方一、八一八町、畠方二〇、四三九町、淡路において田方五、九一五町、畠方二、七〇〇町である。¹²畠方では麦・藍・粟・稗などが作られたので、藩の米の収納は極めて限られたものとなる。畠方の石盛が低く、ことに藍作が下畠において行われたことは前述したところ

である。もつとも藩は新田開発・打直検地に力を注がなかつたわけではない。阿波藩の石高増加は表高二十五万七千石に対して、享保十五年には実高四十七万七千石になっている。それにもかかわらず米の生産が少いものだから蔵米が指紙で支給されるというような便法が生れる。これは相当部分空米切手である可能性が強い。そして米穀移入を極力抑える政策¹³をとることによつて領内に高米価をもたらす、領民の米食を抑制して大坂払米を確保する。この高米価政策が藍作人の収支を劣悪化させるものであることは森泰博氏のつとに説かれたところであるが、敷衍していえば、これは領主・藩主の払米を有利にし、高持米作農家の収入をふやすことになる。一方藍作農家は労賃を初めとしてコストの上昇と年貢負担の実質的増大になやむことになる。つまり収益の多い藍作農家の犠牲において他の階層の利益を向上せしめる政策がこの高米価政策によつてとられているといつてよい。換言すれば、これは領主にとつては、払米の高収入と、藩士・領民からの収奪の可能性とを保障するものである。そしてこれを可能にするためにも、藍作の振興、移出の発展は不可欠である。

このような意味で、藩は藍玉生産・移出をその領国再生産のななめとして理解し、課税又は専売による直接の収奪にこだわらず、実を取る政策を推進して行こうとする。

しかしそれが真に軌道に乗るのは、実際にはもつと後のことであつて、それ迄には専売を志向し、時には収奪強化を意図して、試行錯誤をくり返すこととなる。宝曆から明和に至る十五年間はそ

の意味で混迷の時期であつた。そしてこの藍政策の混迷の時期に、藍政の上での変革期が重なる。すなわち藍政策は藩政及び藩財政の集約点であつたといつて過言ではない。

この転機は前述のように、寛延三年（一七五〇）の日光修復手伝に二十四万両を支出した時から始まる。そして翌宝暦元年、財政担当者と才腕を振つた山田貢が死に、四年（一七五四）には藩主宗鎮が病気のため隠居し、高松藩主の弟が養子となつて家督をつぐが僅か二ヶ月ばかりで逝去し、秋田藩の分家から養子が入つて重喜と名乗り、藩主となる。宗鎮自身が高松藩から入つた養子であつたが、「蜂須賀家記」には宗鎮の治世を述べて、「不幸にして在世の間、継嗣疾病、短折して政、家門より出づ。勝けて歎すべきかな」としている。「家記」の重喜の治世の項にも、「南冥公政事を挙げて之を家老に委せしより、家老の權始めて重く、威峻・憲徳二公に及びて紀綱振わず、家老益々權を擅にし」と述べている。次いで、「加ふるに連歳凶荒上下困弊せるを聞き、公、是に於て慨然として改正の志あり」と記し、重喜の藩政改革の出発を告げている。

彼の藩政改革の主眼は多くの他藩のそれと同様あくまでも財政改革であるが、それは藩主対上層家臣という対抗關係をその側面としてもつている。それは改革の具体策としては、「職班官禄」「廩粟采地均禄」として「藍政策」とともに現象するのである。これを詳説することは本論の主題より外れるので簡単に説明を加えるならば、「職班官禄」とは將軍吉宗の足高の制に類似した制度であつて、それまで一定の家門からしか任命されなかつた重要な職務に、より

下層の家臣を抜擢するものであつて、重臣層の世襲的な權力を削ぎ、人材登用の道を開くことを目的とする。「廩粟采地均禄」とは蔵米取りと地方知行者とは後者が大いに有利なので、地方知行の収納を削減して蔵米取りとその禄を平均しようとするもので、これも地方知行即ち上層家臣の政治的經濟的勢力を減殺して藩庫の収入をふやすことを目的としている。そしてこの二制度とも、それぞれ幕府が享保改革において目指した、より近世的な目的合理的行為体系への志向と類似した傾向をもつことに注目したい。

重喜が藩主の任に就いた宝暦四年に、玉師株の設定と藍玉大坂売の統制強化とが行われているが、少くとも彼が封地に就いた五年五月までは、彼の政策というよりも山田貢の藍政策の延長と理解すべきである。課税のための藍玉の生産・流通の把握が玉師株の設定に及んだのは藩の政策として当然の發展である。もとより運上銀の収入は藩にとつて望ましいところだが、そのために統制強化という主目的を見落してはならない。玉師株の設定はあくまで藍玉生産・流通の把握への努力の帰結であつて、その終着点は専売制度である。また先に運上銀といつたが、実はこれは従来の説に従つたままで、本当は御用銀であつて一定の時期のうちに返済されるものである。この時期の株立に運上・冥加銀は必ずしも伴うものではない。またこの御用銀を藍玉税とされている向きもあるが誤解であり、後の俵懸銀との混同が見られるものと思う。

「阿波藍沿革史」によれば、宝暦十二年（一七六二）には諸国への移出藍玉は十三万俵に達し、その代価は二十万両にのぼつたと

いう。勿論江戸為替・魚肥購入などに費消されるので領内に流入する正金銀はそれをかなり下廻るわけであるが、いささか逆説的に聞えるかも知れないが、正金銀が相当潤沢に存在するということは、混合通用の下において藩札流通を順調ならしめる一条件であると考えられる。なぜならそこではすでに見たように藩札は必然的に減価され、そのためにそれなりの需要をもっている。そして藩札を正銀に兌換したい時にはいつでも私的両替によつてそれが可能である。このような場合、藩札はその需給関係によつて減価の程度が上下される。流通量を加減することによつて相場を動かすことが出来る。この上に準備銀も勿論相場の要因となる。それは領外へ出向く藩士の兌換と、流通量操作のためにのみ必要なのである。藩札流通量を増すのは容易だが、減らすのは財政支出が減少させられない以上困難である。藩札を減らすには貸付抑制・御用銀賦課と藩札買上げ（銀札場においては、¹⁸）ではなく両替屋を通じるなどの方法で）があるのみである。藩札買上げに正金銀が使用されるのはいうまでもない。

藩札流通がこのような条件を獲得した時、それは最もノーマルな状態にあるといつてよい。その場合正銀金は退蔵され、藩札が貨幣流通の主流を占める。阿波藩内でこのような理想的な藩札流通が見られるのは寛政以後のことと推測される。宝暦期の正金銀流入程度ではまだ藩札に信用を賦与するに至らないのであろう。

また、阿波藍玉の価格は、享保七年（一七二二）の上藍一俵（二十一貫入）銀五十七匁であつたものが、元文二年（一七三七）には百二十二匁七分、寛保二年（一七四二）には百七十四匁、宝暦年中

（一七五〇年代）には百八十五匁に騰貴したといわれる。享保の相場が享保銀立で、他は文銀立であることを考慮に入れても実に五十年間に二倍強の騰貴であり、藍商を指導した藩の統制販売政策の巧妙なことは特記されねばならない。価格吊上は増産よりも容易且効率的であり、正金銀流入増加のためには効果的である。藍師・藍作人の利潤増加は藩にとつても徴税を容易にし、領内を好況にし、高米価政策を行いやすくする。課税分は領外に転嫁されるともいえる。

しかし現実には宝暦期の藍作人は極度の困窮に喘いでいた。宝暦六年（一七五六）十一月、名西郡において次のような廻文が作られ四郡に流された。¹⁹

「此度藍一卷願出に付廻文の事

一藍四歩相懸り式拾四五年に罷成候処、又々去ル戌年より玉師に被仰付、²⁰作人志統困窮仕其上悪年に罷成御年貢等も相調かたく、両親妻子牛馬等も難育、惣作人共志統申談仕候通来ル廿八日鮎喰村川原へ出合可申候（後略）」

玉師株に反対していることからして、主導者は藍作人と見るべく、彼ら藍作人が小規模の自家藍玉生産を禁止された事に対する不満が、この一揆の最大原因であつたことは疑えないと思う。

また、この廻文に「悪年」とあるが、宝暦に入つてからの阿波での凶荒はかなり少い方である。沖野舜二氏は宝暦五年に藍の大凶作があつたといわれているが、その論拠は示されていない。「阿波年表秘録」には、五年には何の災害も記載されておらず、六年九月に

風雨洪水にて三万二千石損毛とあるのみである。

だが、困窮していたのは藍作人のみではない。宝暦七年(一七五七)三月、仕置職より本締及郡奉行への申達しには、「南北村々困窮之趣彼は申立御救拜諸之儀願出候ハハ、無抛入割有之分ハ拝借米被仰付来候、近年ハ猶更飢御扶持方ハ勿論、拝借等之儀も時々御手当被仰付、並御年貢上納相滞候村々多有之候得共、田宅沽却申付儀も可成程は相控させ候」と述べられ、翌八年正月には、「惣て御年貢滞之義(中略)去年滞之義別紙之通村数石数とも過分之義」とも説かれている。農民の困窮は思いの外激しいのである。災害が比較的少くて、しかもかかる困窮が招来された理由を、私は年貢徴収の強化に求めたいと思う。あたかも元文―宝暦期には、幕府においても神尾春央の悪名高い増徴があり、阿波藩においても同様の推移が見られるようである。元禄七年(一六九四)には、「田方斗代高く嶋方は斗代卑く候段、古来より之成行ニ御座候得共、時節ニもより可申事ニ候間、向後ハ嶋方之斗代了簡仕候様可被仰付哉之事」と御蔵奉行から伺いを立て、仕置職から裁可を得ている。⁽²³⁾藍を初めとする高収益の商品作物が島方(島方)で栽培されている現在、その斗代を高くすることは、当然増徴を可能とするものである。享保の低米価がこの増徴をますます強化させる。領主は多量の米を移出しても低額の正金銀しか獲得できないので、より一層誅求して饑餓移出を強行する。元文・寛保・延享と法令の面でも隠田摘発・新開・徴収の合理化が看取される。⁽²⁴⁾それに加えて、延享期までの度重なる災害、元文初年の三年間の半所務召上による給人の誅求が、農民の窮

乏に相乗的に響いてくる。山田貢の財政改革は藩財政の赤字をすべて藩士・農民にいわせさせるものである。藩庫に十万兩の貯えが出来た反面には、「実とは下々は不自由に罷成」つていたのである。藍作人にとってはそれらの外に、葉藍取引税の徴収、玉師株による藍玉製造からの排除を受けていたので、窮迫はより切実だつたろう。貨幣経済の滲透をうけ分業が進化していればいるだけ、窮迫は激しく響いてくる。まして藍作という商品作物の栽培は彼ら農民の階級分化を激化させていただろう。それらのうちの下層階級である藍作人が窮乏にたえうるだけの蓄積を持たないことはいうまでもない。宝暦六年の藍一揆は起るべくして起つたものといえるだろう。

この一揆は未然に探知され挫折に了つたが、藩の藍政策はこれによつて専売制への志向から一步後退したことは否めない。この結果、宝暦六年冬には、葉藍一万俵の買上げが行われ、⁽²⁵⁾宝暦八年には、七年に吉野川沿岸に大洪水があり藍作地の痛みが甚しいので、延滞の葉藍歩相銀は年賦上納を許した。⁽²⁶⁾しかしこれらの措置は一揆後の藩の対応というにはあまりに微弱なものでしかない。一揆の目的とした歩相銀と玉師株との廃止は、宝暦十年に至つて漸く発令を見るのである。⁽²⁷⁾今、法令の引用は省略するが、それを見る限りでは四年前の一揆の成果がこれであるとは、直線的に断定しがたいものを感じる。藩当局はその後の藍作の衰勢を検討し、その挽回の手段としてこれをとつたものであろう。いわばこれは藩の積極的転進であり、藍業振興策なのである。

とにかく藍方役所・歩相銀・玉師株の取止めにより藍作と藍玉生

産とを自由にしたが、その代償として従来とかく粗放に流れていた口銀徴収を厳密にし、⁽²⁸⁾加えて藍業振興によつてその増徴をはかり、率も三割増にあらためた。これは生産自由化が藍作人に対する恩恵であるのに対して、藍師に対する負担増大であり、藩当局の意図を露骨に示したものと見える。流通過程よりの収奪が田沼経済政策の主調低音であつたように、この期の阿波藩の藍政策もここではつきりとその方向を踏襲するのである。

重喜襲封以後の藩財政は悪化の一途を辿るのみであつた。宝暦十一年（一七六一）本締の報告によれば収支は十万六千貫文の不足で、負債は約三十万両である。⁽²⁹⁾この対策として前述の「廩粟采地均禄制」と七年に及ぶ極度の儉約が命ぜられる。彼の財政改革策で注目すべきことの一つは、藩士・領民に誅求の手を加えない事である。先述の藍政策の改革もその一つであつた。儉約令も先ず自俸を二百両に省減するところから始めるし、家臣の中、負債に苦しむものは七年賦償還の道を開かせ、藩庫から借用する者はこれを除放する。また彼の在職中、災害必ずしも少くなく、幕府より河川普請の手伝を下命されたことはあつても、借知は一度も行われず、農民に増徴を加えた様子も殆ど見えない。

これら財政改善策は幕府に報じてその許可を得たといわれるが、⁽³⁰⁾田沼期の幕府経済政策は国持外様大名に対して時にかなり圧迫的であり、それは田沼の志向する全国的経済政策と、外様大名の領国経済体制とが利害反することの帰結であつて、阿波藩の財政改革もこの幕府の経済政策と対抗関係に立ち、その制肘を受けるようになってくる。

宝暦六・七年の災害については先に述べたが、その後はさしたる災害もなく、宝暦十二年に至つて六万石余、翌十三年二万一千石余、翌明和元年（一七六四）六万五千石余と漸く災害が多くなり、明和二年の如きは実に三度の風水害によつて二十五万石近い損毛を受け、三年には早魃で十七万石、四年にも十万七千石余、六年には六万八千石余と連年の如く手ひどい打撃を受けている。⁽³¹⁾そのため明和三年五月には、前年度の損毛甚しく、城内へも高潮指込破損多しとの理由で幕府に対し拝借金を願出ているが、「難成事」と却下されてしまつた。明和八年（一七七二）幕府は「御役被仰付候節」のほかは大名旗本を問わず、また理由の如何を問わず拝借金を停止することを布告しているといわれるが、⁽³²⁾阿波藩に対して明和三年すでにその挙に出ているのである。

田沼期の幕府経済政策のもう一つの事例である外様大名の助役による国役普請も、連年の災害による疲弊にもかかわらず、明和五年（一七六八）阿波藩に対して尾濃勢の河堤普請が命じられる。これが藩の窮状に拍車をかけたのは当然で、これに対して大坂などでの借金策がとられたであろうが、領内での誅求はなされなかつた。富商・農に対する御用銀賦課の可能性はあるが、これはあくまでも償還されるものである。

これら財政窮乏に対する重喜の政策は前述の如く流通過程よりの収奪であつた。藍政策はひとまず措いて、重喜の経済政策の中で注目に値するのは、御為替方の存在であろう。これの起源及びその職

務についての公式且詳細な記録がないが、副次的な史料よりすれば、これは明和四年（一七六七）藍方為替出張所として出発したものとと思われる。³⁴その主務は藍方役所にて貸下げる干鰯の代銀の取立てにあつたようで、この干鰯貸下方式は当初の計画においては年百貫目の利益銀を計上せんとするものであり、その利益銀をもつて明和六年より家賃貸付を行うことになる。「阿波藍考証」には、「其の事務たる、肥料の貸下取立は固より、玉師には浜売・大坂問屋売・各地売場の為替銀を貸与し、為替付荷物は船頭に組替を為す等、専ら金銀の取引を為し、藍作人肥料拝借の分は、収獲藍を蒐集し、更に輸送して売買し、或は代官所に買上を願い、代官所よりは葉藍を玉師に貸下げ、或は之を売却するものとす」とあり、その金融機関的役割の拡充された有様を説明している。ここに見える為替銀の貸与は、後述の明和三年の小川八十左衛門建議に基くものであり、藩営の荷為替貸付であることが注目される。大坂問屋の前貸支配から脱れるために、藩が彼らの役割に取つてかわつたのである。その詳細については、小川建議検討の場で述べることにする。明和五年には、御為替所より反懸米上納を命じ、六年には庄屋に苗字帯刀御免礼銀等の身分許可の冥加銀召上を定め、安永四年（一七七五）には江戸上屋敷普請を理由に軒懸石懸召上、天明二年（一七八二）再び身分許可の冥加銀召上等が行われている。御為替所の役割はその外にも他国米制道の管掌、川口御番所御分一所の監督などがあつたといわれる。³⁵この御為替所は安永三年、「今度稠敷御取縮就被仰付、御為替所御指止、右御用筋之儀此後銀札場え御付被成候」ということに

なり、その後復活したが、また寛政二年（一七九〇）、廃止され、残務の貸付銀取立などは銀札場へ移された。この間、天明六年（一七八六）には、関東伊豆の川普請の台命を受け、「御為替方御役所銀札場へ御約被仰出御普請金ハ相達次第伊奈半左衛門へ可被相納候金三万八千二百両余増猶減追而可達事」とあるように、多額の金を火急の際に用立てている。これらから見ると、初め藍方役所から出張所として出発した為替方は、のち独立して金融機関的活動に任じ、流通過程よりの収奪という重喜の政策の重要な役割を担つたものと思われる。そして後に銀札場と密接な関係を持つに至つたことは、その業務が藍方関係より離れ、寧ろ藩内全般の金融機関としての色彩を強め、藩札流通と切離せない相互補完関係に立つに至つたものであることを推測せしめる。ここにおいて重喜の流通過程よりの収奪という政策は、藩札の存在をもつて初めて完成するといつてよい。なお、明和期に入つて目立ち始めた冥加銀上納による株立てもこの御為替方の役目であつたし、藍以外の国産物専売の管掌もこの役所の受持ちであつたかと思われる。天明八年（一七八八）の財政担当役人の指出した予算案³⁶の中の収入の部に、

「一銀百五拾貫目程 御為替方奉行

品々御徳用銀四百貫目程之内御指止メニ相成可申株々は指除
御林方御徳用迄相立候」

とあるからである。安永七年・天明八年にそれぞれ上申された財政担当役人の「存寄書」³⁹類の中に為替方役所について僅かながら記述があり、それらによると彼らにとつて為替方役所は藍方・銀札場と並

んで藩財政の救急的役割を担うもの意識されていることが明白であつて、事実三役所とも独立会計を保持し、その利益は引除銀として貯えられていたことが判明する。

この御為替方の役割は銀札場に媒介されることによつて極めて田沼的な政策となるのであるが、これが幕府の全国的経済政策と競合する時、当然幕府の抑圧する所となる。幕府が外様大名に対してそれまでの庇護關係を抛つたことは必ずしも幕府が彼らを抑圧しようとしたからではなく、寧ろ彼らの自立性を認める面をも持つのであつて、幕府が真に抑圧しようとしたのは、領国経済政策又は専売政策であつたといわねばならない。藩札に対してもその論理は貫徹する。田沼政権は藩札に対して必ずしも明確な態度をとつた訳ではないが、全体としてこれを抑える方針であつたと見える。

先ず宝曆九年（一七五九）八月、幕府は新規の銀札遣い不許可と、現行の金銭札の許可更新を認めない方針を打出す。⁽⁴⁰⁾この理由は藩札が幕府の貨幣政策と相容れないからであつた筈である。なぜなら、幕府は明和二年（一七六五）五匁銀を鑄造発行し、四年、時の相場にかかわらず金一兩に十二ヶ換とすべき事を命じ、次いでその延長として安永元年（一七七二）南鐮二朱銀を鑄造発行し、標記貨幣制と金本位制との道を歩み始めるからである。その場合当然幕府は全国統一貨幣を志向し、田沼政権は終局的には藩札の禁止を考へていたに相違ない。安永三年、「向後は前々銀札遣致候場所にてても、中絶之分は銀札遣難相成⁽⁴¹⁾」と触れたのも、そのための道程だつたのであろう。

阿波藩の経済政策で幕府のそれと競合するものといへば、何よりも藍玉統制政策を挙げねばならない。田沼政策が上方商業資本の独占を強化することにあつた事は再三述べた。宝曆六年の一揆以前よりの藍業不振の根は、実に大坂問屋資本による独占にあつたともいえる。明和三年（一七六六）二月、名西郡与頭庄屋小川八十左衛門はこれについて意見書を差出した。⁽⁴²⁾

〔前略〕大坂問屋共儀、近年ハ自分ニ紺屋売茂仕、諸国ニ売場崎相拵居申ニ付中買共同断ニ藍玉下値ヲ相好、時節ニより為替銀も多指出不申様ニ仕、畢竟代銀指急、無抛売崩シ申様ニ相工ミ、殊更藍玉下物ニハ為替銀も指出不申、中下物ニ壹俵ニ付拾匁、中物ニ貳拾目上物ニ三拾目程宛之為替銀ニ問屋壹統申談ニ而相極置候、然共荷主とも為替銀相望候類、右員数ニ而ハ事足り不申、余計を相望申者共ニハ、壹俵ニ付代銀百目之物ニ六拾目、亦ハ貳百目之物ニ百貳拾目程宛為替銀指出、右拾目より三拾目迄之為替銀極之分ニハ、壹ヶ月壹歩五厘宛之利息取立、其余銀ニハ壹ヶ月式歩宛之利取立申候、並霜月・極月式ヶ月ハ、前月壹ヶ月分利息格別ニ取立申候、尤売買相済候而も、六十日過候上ニ而仕切銀相渡売払候後、右式ヶ月之為替銀利息も取立、万端致度儘之仕方

〔後略〕

であるから、以後は大坂で売買していた分は阿波で売買し、大坂の仲買共を当地で荷主共立合で買付けさせるようにすれば、大坂問屋の価格支配をまぬがれ、余計な出資も節減出来るとする。こうして大坂問屋の口銭・諸造用、為替銀利息等を藩の手に奪えば、いくら

かは藍師に恩恵を与えても一年に銀五九〇貫の利益が藩の手に入ると計算している。また、このためには大坂問屋の出していた為替銀を藩が出さねばならないが、その額は大坂積総藍玉代八千貫のうち五千六百貫程であり、この利息を大坂問屋より低くして壹ヶ月壹分貳厘にするよう進言する。五千六百貫といつても、半額の貳千八百貫だけあれば先送りにくり廻しうるとも述べている。この為替銀仕法が前述の御為替方役所の主務となることはいうまでもない。

藩当局は直ちにこれを採択し、同年七月藍場役所を設置して、従来の大坂積の分はすべて同所に積廻し売買するよう発令した。そして大坂以外の積出分も去年壹ヶ年分の実績を枠として、それ以上積出す場合は藍場役所で調えるように指令した。⁽⁴³⁾同時に藩当局はこれを幕府に届出るが、明和四年八月、老中松平武元より「国許ニ売場相立候義ハ新規之事ニも候間是迄之通可被相心得候」との公裁が下り、⁽⁴⁴⁾計画は挫折する。然し、藩主を初めとする首脳部は「只今之御振合ハ一向御動セ不被成思召ニ候」という決意を以て、表面は幕府の意に従いながら、裏面では計画を貫徹しようとする。江戸詰家老より国元への書翰にも、「公儀之御事ハ、御書付出候とても微細之御吟味ハ曾而無之義」故、藍場はそのまま存続させて、少々大坂へも積廻せばよいと対策を指示している。⁽⁴⁵⁾その結果、藍場役所を藍方御代官所と改め、藍玉は年貢継として代官所へ指出し、それを販売するのであると粉飾することに決め、以後これが藩の幕府に対する基本方針となる。幕府が年貢としての国産物専売という建前については黙認の態度を取るのが一般であったことは、吉永昭氏がつと

指摘されている。⁽⁴⁶⁾明和六年重喜は幕府の忌諱にふれ隠居を命じられて、子の治昭が封を嗣いでいる。新法をすべて覆し祖法に戻るべしとの幕命によつて、重喜に疎外されていた家老達が権力の座に戻るが、一旦出発した藍政は後戻りは出来ない。

安永・天明の藩財政は明和の窮迫の後を受け、その上「是より天明寛政間に至り年として水旱の災あらざるはなし」というような連年の災害、或いは国役普請助役などにより、ますます逼迫の度を深めてゆく。安永七年の借銀の元高は三都に一万五千貫余、国元銀主に千三百四十貫余、藍方惣裁判小川某調達元銀約七百五十貫とあり、これらへの元利支払として一年に約千六百貫必要であつて、經常收支の不足銀百二十貫余と合わせて、翌年の予算は約千七百貫目不足という。⁽⁴⁸⁾天明七年の調査では、⁽⁴⁹⁾歳入約二千四百五十七貫、歳出約四千二百三十二貫と赤字は拡大し、宿債は四十万両となる。翌八年家老らに建議させているが、窮乏の対策は結局儉約と増徴及び借知でしかなく、抜本的な対策は出てこない。これより先安永三年から銀主設定・身分売却などが極めて目立つようになるが、これがこの期の財政糊塗策であろう。

家老達の献議の中で僅かに興味をひくのは、銀札場強化について触れているものの多い事である。例えば天明七年に本締片山猪又は、銀札場之為御元入何卒調達を以成とも二千貫目計相渡申候得ハ御旋も宜敷、先納米も相仕解、少々は御寃ニ罷成」と述べ、⁽⁵⁰⁾八年には長谷川近江は半所務召上のうち相当分を銀札場へ指入れ、その外

にも米価が高くなつた時にはその払米利益の余計分を銀札場へ入れ
などして、五年間に三万五千両を銀札場に貯え、不時の変事にあて
よと上申している。⁵¹又或者は、半所務召上をやめてその分を御用銀
で召上げ、「御用銀ハ半所務ニ相当リ候程之米麦代銀札石ニ付米六
拾目麦三拾目之相場ニ式歩相加へ上納被仰付候事(中略)市郷懸銀
之義も銀札ニ式歩相加へ上納被仰付候事」と献策⁵²し、なお、「右之
通銀札上納被仰付候へハ銀札通用歩打御元入無御座候へとも自然と
相直り可申と奉存候」と説いている。

以上の諸引用よりこの時期の藩札の様相を垣間見て、私は二三の
疑念に捉われずにはいられない。というのは、先ず第一に、この時
期の札価がどの程度のものであつたかという問題である。元文初年
に一匁札が銀二分強であつたらしいことはすでに述べたが、これは
文字銀の問題もあつて銀札場が潰れかけていた時の札価なので、そ
れを以て安永天明期の札価を類推することは出来ない。札当局は海
部郡や撫養での払米を石当り銀札六〇匁乃至七五匁で売却している
し、諸上納の過半は藩札によるものであり、領内への藩の支払の殆
ども藩札によつてゐる。天明八年(一七八八)の「御売米并諸手崎
上納都御不足指引帳」⁵³によつて計算すると、上納銀のうち、銀によ
るものは御為替方の林方徳用銀と、藍方の藍玉徳用と口銀、合計六
百六十貫のみであり、銀札によるものは諸代官所・奉行所合わせて
千百三十貫、銀々札と註記されているものが、高懸格懸・不時拜借
返上銀の百五十二貫目である。(但し、この年の海部上下灘御売付
米は何故か銀五百十九貫となつてゐる)。上記史料と一対をなす「上

々様御極銀并諸手崎御入目大綱都帳」によつて支出の部を検討すれ
ば、領内での支出は、前藩主重喜への極銀約七百貫目の外は、銀札
六百六十貫、その外に銀々札二百八十貫目である。銀々札とある項
目は多少なりとも領外での物品買付を予想させる項目なので、領内
での支出は重喜の極銀の外はすべて銀札でなされたものと考えてよ
い。即ち經常収支においては藩札は引揚超過となつてゐるが、勿論、
藩札は貸付なり、御用銀償還なりいろいろの方法で放出される訳で
ある。ここで再び札価に注目して、藩札での収支と札価との關係を
考えて見よう。札価が低い場合、藩当局は札での上納によつて実質
的に損をする。しかし札での支出を公定相場で行えば損得はない。
損をするのは藩からの支払を受ける商人・職人であり、得をするの
は上納をする連中である。しかしこういう場合必ず札の需給によつ
て相場が生じ、損得が相通ずるようになり、札は著しい減価なし
に、主として需給によつてのみ動くようになる。ましてこの時期に
は藍商ら領外交易者にのみ取得された正金銀は殆ど藩内では彼らに
退蔵されて流通の場に出ず、札遣いが主流を占めていたものと考え
られるので、札は上納以外に大きな需要を持つに至つていたことは
疑えない。札価はもはや小さきな上下しか繰返さない。混合通用
を出発点とする信用貨幣としての藩札の道程は、ここにおいて経済
原則によつて貫徹されるようになる。專一的通用という強制管理か
ら脱け出て藩札は相場の自律性を取得したといつてもよいであら
う。とはいつても、藩当局の公定相場式歩相(二パーセント)は実
勢とはかけはなれてゐた。「銀札場一卷留書」⁵⁴には、「相場は上方

「相場とて全一両に銀六十匁を標準とすれど、御両国にては大抵一両に銀札八九十匁の間を高低し、小異動は九十二三匁より九十七八匁の相場の争いにて、甚しき変動は一両に百二十五匁までも銀札の下落せしことありて、殆ど銀六十匁に對する二倍の暴落を見しことありしも、夫れは例外の変動にて皆一匁何分とか二匁何分と順次に昇降するにてありき」とあり、これは嘗て札元で、後銀札場天秤役を勤めた魚屋吉次郎が、維新後に勤務中の見聞を記述したものであるから、少くとも幕末における実態を物語つていふことに間違はないだろう。これによると銀札場の所謂公定相場も変動したようであり、式歩相は相場というよりも引換手数料でしかないように見える。この留書はその相場変動の理由と様相とについて次のようにも記している。

「阿淡の御両国に在る御用利又は両替店、金銀買ひ等は他国為替、商品仕入、旅行期節等にて正金銀の需用多く、或は銀札流通高の増減を見計ひ歩打を下して取扱ひ、一般に金銀貨幣の欠乏せるときは、多大の銀札を銀札場に供提して金銀に引替を乞ひ、又た銀札の払底せる時は、金銀を以て銀札の払下げを求むるなど、常に商家より相場の異動を作り出して銀札場へ迫り、歩合に増減を生ぜしむるによれり。銀札場にては成るべく相場に異動を生ぜしめざるため耐へ得るまでは商人の望み通り交換しけるも、商人の勢ひ益す激しく且一般の趨勢も愈よ一方に傾きつつある場合は、止むなく銀札方奉行と元ノ役との間に協議を重ね尚ほも商人と折衝して、終に引替歩打を増減して商人の機先を防ぎ以て市郷へ相場の高低を急報

し、其歩合にて取引なさしめらる。此際商人は相場の変動にて損益する事、今の洋銀相場の如し。」これを見ると少くとも幕末期には銀札場に於いて兌換を行つていたのである。元文頃一時兌換を停止し、その後も領外御用の藩士にしか兌換を行えなかつた筈の銀札場が、このように兌換可能になつた条件は何に求められるべきであらうか。それは根本的には前述の如く、上納によつて流通保障が得られ、混合通用によつて私的両替相場が可能となり信用貨幣としての自律性が与えられたことに求められねばならないだろう。藩札流通が此処まで来るためには藩当局の発券の自制と、領民の紙幣使用の慣れとが根柢をなしていることはいうまでもない。そしてこうなれば兌換準備銀は大量に必要とはされない。兌換要求の多すぎる時には打歩を上げれば調節しうるのであれば、準備銀の必要量は經驗的に測定しうる筈である。それ故、財政担当者は兌換要求の多少を睨み合わせて、時として銀札場へ元入銀を入れたり返納させたりする。寛政三年（一七九一）に銀札場へ金小判一万両を指入れた記録⁵⁵があり、それを少しづつ返納させている。文化度に札元の寺沢が三万両調達しているのも、銀札場への調達金だろう。

寛政から文化にかけての藩財政は、天明期に較べるとややその窮迫の度合いを減じたかに見えるが、寛政元年より六年迄の収支の不⁵⁷足は平均四七五貫目、不時入用は平均九〇九貫目であり、毎年赤字である。だが寛政二年には大坂御留守居が「此度御借銀御用ニ付御銀主共行着方宜御為成候ニ付」褒賞を受けており、借銀返済方法について何らかの約定が妥結したものと見られ、寛政十一年には御土

蔵に金一万九千兩余の貯えが出来ている。⁵⁸ところが享和二年（一八〇二）東海道及び甲濃勢州諸川修理が命じられ、この費用として約三万九千兩を上納し、⁵⁹そのためと文化元年（一八〇四）からの連年の災害もあつてまたまた財政は悪化し、文化六年には、「追々御借財広大ニ至リ御不旋之御中、年々御入目相増、御行道も無之ニ付（中略）尚又稠敷御取締被仰付候」という事態になつている。文化十三年には上野本坊普請手伝を命じられ約三万四千兩上納し、⁶¹しかもこの両三年かなりの災害を受け、文政三年（一八二〇）にはまた「一昨年昨年ニ至御入目強御收納物御引合難立一方之御不足」に成つたとして翌年度の財政についての建議を求めている。⁶²同六年には関東諸川修理助役が下命され、十年には家斉の子松菊が養子になつて新御殿の造営などに出費している。天保元年（一八三〇）には増上寺普請御用が命じられて約三万五千兩上納し、⁶³連年の災害とともに財政の立直りは程遠いと思われる。ところが天保二年には藍方代官が、文政八年（一八二五）借銀の仕解を藍方で受持ちこの年に皆済したとの理由で褒賞を受けている。⁶⁴藍方がそれ程の余裕を持ち始めていた事には理由がある。その詳説は避けるが、享和三年（一八〇三）の関東売場株の制定を初めとする諸国売場株の制定による冥加金の収入と、文化十一年（一八一四）の大坂積藍玉の蔵物扱幕許による移出増加即ち利益銀增收などによるのである。因に冥加金は例えば関東売六千兩・大坂売五千兩・勢尾売三千兩等であつて、天保度にはこれが更に高率になり、⁶⁶明治六年の調査によれば、各地売場組合冥加金は約三万兩に達するといわれる。⁶⁷移出増加について

いえば、文政年中には二十七万六千七百俵を数え最高記録を作つて⁶⁷いる。しかも価格は文政年中には宝曆年中の二倍に騰貴し、天保末年には更に文政の三倍以上に暴騰を見る。⁶⁸これは全般的な物価騰貴にもよるが、何よりも阿部正蔵が指摘したように藩の蔵物扱による占売が最大の原因であろう。彼は阿波藍玉をその典型としている。このような藩財政及び国内金融の状態を踏まえて藩札流通はどのように推移したか。触書集である「藩乘」⁷⁰について見ると次のようである。先ず文政元年（一八一八）七月、「御両国銀札通用両替之義ニ付享保十五年触達有之、端々相对之歩合ヲ立合両替候もの有之由、乍併御建ニ相障り候様之義ニも無之候処、近年追々令増長候趣如何之事候」と叱責し、今後享保の触達を守るよう命じている。これは相對の両替相場が公認のものではなく、黙認されていたのみであつた事を示しているが、実勢は最早一片の触書によつて変えることは出来ないのである。それで同年十二月、再び「此金銀札両替之義、銀札場之外惣而御制禁之処、近年於市中両替屋中買体もの多有之候而、私之歩合相立両替仕候処より、銀札多買込両替願出候ニ付払納多、市郷之義ハ銀札乏敷両季上納時節は一統難渋仕候ニ付」私両替を禁止する。私両替に於て札価が公定相場より安いのだから、これは当然起るべき現象で、これを防ぐためには公定相場を市中相場に一致せしめねばならない。かかる事態では銀札場での兌換を實行しうる筈がない。

文政六年には或る史料による計算では一兩に付札六六匁替であり、文政十二年七月の蔵所公示相場は金一兩札六十匁、同年十二月

には札六十目八分と変動して、公定相場に近い額だが、固定した式歩相ではない。天保二年（一八三一）には、「金銀々札兩替之儀銀札場御改以來出入共筆記手数を経候故、無拠時刻相移兩替人共不便利ニ有之趣ニ相聞候、依而左書之通此度金銀々札兩替問屋御免被仰付候事ニ候、下ニ而相對兩替仕義は兼而御停止ニ付（中略）猶又嚴敷差留」と述べ、「市中木下弥三右衛門義此度兩替問屋申付是迄之通金銀々札相對札歩を以兩替仕事」と命じている。傍点の部分よりすれば、文政元年以後天保二年迄の間の或時期に銀札場での相對相場が行われ、それが民間に移行させられたものと考えられる。相對相場でなければ兌換が殺到して銀札場は取付にあつてしまう。ところがまた天保七年には、「札歩は式歩相場定之処近年商人共自分任便利、多分式歩半三步ニも相至リ、不弁之者共は歩相之高下も相場同様相心得、兼而之御建ヲも取失、且土地ニ寄候而は心儘ニ金相場相設、本は売事之金相場撫テ相建候ニ付（中略）弥金銀相場ハ銀札場懸札之志通、相歩之義ハ文政元寅年相触候懸一牧式歩相ヲ以令取遣」めるよう触れる。これでは天保二年の触書の否定であり、式歩相という固定した相場を守らせることは、兌換を中止したことを意味するものでもある。しかし、この中に見える私兩替相場が二・五%か三%という程度のものであることには注目しておく必要がある。天保三年以降と推定される「金相場立直御触」にも、金小判六拾三匁式分とあつて、下通用として「銀札六拾四匁四分六厘四毛、但式歩相付金小判壹兩之代り」とあるから、式歩相を強制していることであり、「留書」に見える様子と著しく異なることが注目さ

れる。即ち、一兩に銀札八九十匁という「留書」の相場と天保期の相場との違いは一体何なのであるか。天保とより後の時代との時間的差異か、どちらかの史料の信頼度が劣るのか、或いは二つの相場が使い分けられていたのであるか。私は、天保期には兌換が停止されていてその後にもまた兌換が再開され、そのため相對相場が認められたのであると考えている。しかし、文久度の藍方決算書には銀札百目に付銀九十八匁四厘替とあり、これは完全に式歩相である。もつともこれは完全に式歩相である。もつともこれは藩内部での公式書類であるから例にはならないだろう。

一方、藩財政は天保度から幕末にかけて他藩同様臨時の出費が相次ぎ、天保五年から八年にかけての全国的な大凶作は阿波においても同様で、連年十萬石程の損毛が続いた。しかしこれは同時に非常に高米価をもたらしたので、藩財政にとつては寧ろプラスであつたともいえる。他領に比して凶作の程度が少かつたからである。幕府の普請助役も度々あり、そのため弘化三年（一八四六）から三年間三割の借知が行われているが、その実、藩財政はさほど窮迫した様子を見せない。文久元年（一八六一）七月より二年六月迄の一年間の藍方決算書は次表の如くである。

表示のように藍方関係だけで銀一万五千貫弱を保有していたことになる。もつとも年々繰越銀などは貸付けに運用されているのだろうが、この外に組合冥加銀があり、行着銀・紅花・煙草専売も藍方の管掌にかかり、これらはすべて地盤・銀札場の受取りであるから、決算には含まれていない。その外に、地盤（本ノ）へ年々八二

表 1 藍御算用目録 (文久元年7月より2年6月まで)

	貫	銀 貫
藍玉俵懸銀御益		796.241.35
諸経費	52.772.29	
江戸為替金藍方より上納	29.933.54	
藍玉15万俵懸銀同上納	645.000.00	
酉年分算用詰過銀		1.42
酉年分引除銀		68.536.94
申年迄年々引除銀		2326.809.68
肥物貸付銀替へ違徳用		822.30
貸付肥物買入銀借上元利納入	89.598.43	
残 銀		2306.570.49

表 2 川口銀御算用目録

川口銀収入		214.087.84
15万俵分川口銀銀奉行へ上納	175.500.00	
雑費	2.180.19	
酉年分算用詰過銀		.66
酉年分引除銀		36.408.31
申年迄年々引除銀		1752.476.00
藍方役所建置金抛出	37.400.00	
残 銀		1751.484.31

表 3 藍砂御算用目録

申年分残藍砂御益		58.080.00
酉年分同上		199.320.00
砂買上代	147.372.54	
諸給与	7.760.00	
酉年算用詰過銀		.09
酉年分引除銀		102.367.55
申年迄年々引除銀		2029.657.91
採砂地堤修理費	96.481.12	
残 銀		2035.544.34

表 4 干鰯御益御算用目録

干鰯魚粕式步懸銀 諸 雜 費	7.337.65	272.126.69
酉年分引除銀		264.789.04
申年迄年々引除銀 問屋頭拝借銀年賦上納 調達金年賦返済	164.560.00	4862.121.58 11.248.20
残 銀		4973.598.82

表 5 調達金御算用目録

地盤へ立替金利息受取 御用利へ貸下銀利息受取 地盤より請込金等利息支払 諸 手 当	182.104.06 6.229.35	79.714.40 142.174.13
酉年分余有銀		33.555.12
家中年賦拝借返上 申年迄年々余有銀		6.101.68 3544.319.69
残 銀		3583.976.39

○貫五〇〇匁納入し、調達銀の返済もこの年に一六五貫目程引受けている。これらの直接的寄与の外に、藍価格の騰貴による正金銀の国内流入急増の経済効果、及びそれら正金銀が前述の如きメカニズムを以て藩財政に寄与することなどを考え合わせると、阿波領国内の経済は全く藍業によつて大きく繁栄し、藍財政は藍政策に倚拠していたことが知られよう。これを基盤とした藩札が堅調であつた事は当然で、明治三年の大蔵省への届出⁽⁷⁵⁾によれば、阿波淡路通用銀札摺出高、享保十五年より明治二年迄銀札十二万七千貫余、錢札二万一千貫文余となつており、明治四年の届出額⁽⁷⁶⁾は銀札二十一万一千貫余、錢札七百十六万貫文弱となつている。後者の額が、実際に太政官札と交換される時の届出だから正確と考えられるが、この発行高は他の諸藩と比較しても殆ど首位を行くものであり、宇和島藩が銀札三十一万貫を発行しているとはいえ、その価値は極めて低く、濫発の様相を呈しているので比較にならない。

この明治四年の調査を基礎にして引換価格が決定される。その算則は、第一に錢札は調錢と九六錢とを區別し、届相場九六錢が一両当り拾貳貫五百文以下は明治四年十二月の銅貨と新貨との比較法に従つて九六錢百文を新貨八厘の割合とする。拾貳貫五百文以上のもはこの割合で算出する。第二に、銀札は各地の七月十四日の銀錢相場によつて錢貨に換算し、第一則の割合で新貨相当額を定める。第

三は、金札は七月十四日の相場を以て直ちに新貨相当の価位を定める、というものであつた。

これによれば阿波藩の銀札は、調銭が一両当り十貫七百五十文であつたので、銀一匁札が新貨八厘、錢一貫文札が新貨八錢三厘とされた。⁽⁷⁸⁾ 銀札一匁についての最高は和歌山藩松坂通用札の一錢五厘であり、最低は宇和島藩の一厘まで種々高低があり、作道氏によれば全国平均は五厘乃至六厘であるといわれる。⁽⁷⁹⁾ 松坂通用札が一万六千貫、一錢二厘相当の久留米藩札が三万六千貫余の発行高⁽⁸⁰⁾でしかないことからすると、阿波藩は大量の発行高の割には極めて高価を保ち得たといつてよい。しかも享保十五年から一貫した銀札流通を保ちえた藩は極めて寥寥であり、阿波藩札は何れの見地よりしても、典型的に良好な流通を見せたものといえる。つけたりとして、明治四年の藩債⁽⁸¹⁾について見れば、阿波藩は天保十四年以前の古債は皆無であり、新債も他藩に較べて非常に少い。これは天保二年の藍方による借財仕解によるものと理解されるが、藩札の信用がこのような藍政策の多角的な展開と成果とに基礎を置き、両両あいまつて藩財政・領内経済に果たした役割を充分評価し、そのメカニズムを説明することが、本章の論述の目的であつたのである。

(附記) 本稿は私の修士論文《阿波藩の経済構造》の一環をなすものです。掲載の機会を与えて下さつた方々、及び執筆に當つて直接の御指導・御援助を賜つた後藤捷一氏、史料館鶴岡美枝子さん、同原島陽一氏、本塾中井信彦教授、三井文庫田中康雄氏に厚く感謝いたします。

阿波藩札考(三)

註

- (1) 第二章に既出。享保末―寛延間本ノとして財政担当者であつた。
- (2) 史料館所蔵、蜂須賀文書「来亥年より御在国御在府惣御入目並諸上納銀々札夫々大綱積ヲ以指引書仕候覚」
- (3) 「藩法集、三、徳島藩」御普請奉行の部、二二九頁
- (4) 徳島県史料第一巻
- (5) 「藩法集、三、徳島藩」新御蔵北御蔵の部、四九四頁
- (6) 「阿淡年表秘録」
- (7) 「藩法集、三、徳島藩」所々御分一所の部、四四七頁
- (8) 右書、藍方の部、六三四頁
- (9) 「阿波藩民政資料」八九七頁所収「新藍改帳其他諸事御触写」
- (10) 徳島大学学芸紀要第一三巻所収、沖野舜二「阿波藍販売政策の変遷」
- (11) 西野嘉右衛門「阿波藍沿革史」三五二頁
- (12) 蜂須賀文書「享保六丑年従公儀町歩人数御用ニ付御改御書上被遊候之覚」
- (13) 上智経済論集、八巻二号所収、森泰博「大名領国における主穀と商品作物」
- (14) 五代藩主綱矩
- (15) 七代宗英
- (16) 八代宗鎮

- (17) 「阿波藍沿革史」はこれを「運上銀」といい、沖野舜二氏はこれを「藍玉税」といわれる。
- (18) 「阿波藍沿革史」四八頁。但し、三五八頁の藍備表といささか相違がある。
- (19) 「藩政改革の研究」所収、大槻弘「阿波藩における藩政改革」一三七頁
- (20) 「阿波藍沿革史」では「玉株御取立被仰付」となっている。
- (21) 前記沖野氏論文、二八頁
- (22) 「藍法集、三、徳島藩」郡方の部、八六八頁
- (23) 右書、御蔵所勘定方林方御検見人の部、五三六頁
- (24) 右書、同部
- (25) 「阿波藍沿革史」五二頁所収「阿波藍考証」より。
- (26) 「藩法集、三、徳島藩」藍方の部、六三六頁
- (27) 右書、同部、宝暦十年八月七日、六三七頁
- (28) 右書、同部、同日法令
- (29) 「和訳蜂須賀家記」一七七頁。十万六千貫文は銀千六十六貫のことらしい。
- (30) 右書、一八二頁
- (31) 「阿淡年表秘録」
- (32) 右書、四七〇頁
- (33) 歴史学研究二九九所収、中井信彦「宝暦―天明期の歴史的位置」
- (34) 「阿波藍沿革史」一〇一頁
- (35) 上智経済論集 八巻一号 所収、森泰博「阿波藩の流通統制」「藩法集、三、徳島藩」所々御分一所の部、四四九頁
- (36) 右書、銀札場、銀御奉行、小払御奉行の部、六六六頁
- (37) 「阿淡年表秘録」天明六年十一月二十九日
- (38) 蜂須賀文書
- (39) 右文書
- (40) 御触書宝暦集成二十六、金銀之部
- (41) 御触書天明集成四十四、金銀銅錢之部
- (42) 「阿波藍沿革史」五八頁
- (43) 「藩法集、三、徳島藩」藍方の部 六三九頁
- (44) 蜂須賀文書「松平右近将監様より御渡の御書付」
- (45) 「阿波藍沿革史」九一頁
- (46) 歴史学研究二二九号所収、吉永昭「商品流通と専売制度」
- (47) 明和三年に藍政改革について進言した小川八十左衛門である。為替銀のための資金は彼が調達したものと見える。
- (48) 蜂須賀文書、「来亥ノ年より御在国御在府惣御入目并諸上納銀々札夫々大綱積ヲ以指引書仕候覚」
- (49) 「蜂須賀家記」二二二頁、宿債については同年の「年中惣御入用高ト諸上納物指引書」によれば六十万兩とあり、長谷川近江の「建議」中には七十万兩と見える。
- (50) 蜂須賀文書

- (51) 右文書「草案」
- (52) 右文書「江戸京大坂御国御借銀御納入大綱」
- (53) 右文書
- (54) 「御大典記念阿波藩民政資料」一四四〇頁
- (55) 蜂須賀文書「御引除金請込証文」
- (56) 「勝浦郡志」
- (57) 蜂須賀文書「御書附之仮控」
- (58) 右文書「御土蔵入御用金員数相記帳」
- (59) 右文書「川々御普請御入用并出金御勘定仕上帳」
- (60) 「藩法集、三、徳島藩」御作事方の部、四七六頁
- (61) 「阿淡年表秘録」五九〇頁
- (62) 右書、六〇一頁
- (63) 右書、六四五頁
- (64) 右書、六五一頁
- (65) 「阿波藍沿革史」一四三頁
- (66) 「藍法集、三、徳島藩」藍方の部、六五七頁
- (67) 「阿波藍沿革史」二〇一頁—二三六頁
- (68) 右書、三五八頁
- (69) 「大阪市史」第二卷、六八六頁
- (70) 後藤捷一氏蔵、写本、文化九—天保十二年
- (71) 徳島県立図書館蔵、呉郷文庫所収「藍方始末書」
- (72) 「藩乘」及び「阿波国最近文明資料」六七七頁
- (73) 「御大典記念阿波藩民政資料」一四二二頁

- (74) 「阿波沿革史」三三六頁
- (75) 蜂須賀文書「銀札巻帳」
- (76) 「大日本貨幣史」藩札部、四九四頁
- (77) 右書、一頁
- (78) 右書、四九四頁
- (79) 作道洋太郎「近世日本貨幣史」二九〇頁
- (80) 「大日本貨幣史」藩札部
- (81) 「明治前期財政經濟史料集成」第九卷、一三七頁「藩債輯録」